

蔵理第4623号

平成12年12月27日

各財務（支）局長
沖縄総合事務局長 殿

大蔵省理財局長 中川 雅治

たばこ耕作組合に関する事務の処理について

たばこ耕作組合に関するたばこ耕作組合法（昭和33年法律第135号。以下「法」という。）、たばこ耕作組合法施行令（昭和47年政令第232号。以下「令」という。）及びたばこ耕作組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第22号。以下「規則」という。）の施行に関する事務について平成13年1月6日以降は、下記によることとされたい。

なお、この通達の施行と同時に、昭和60年4月1日付蔵理第1262号大蔵省理財局たばこ塩事業審議官通達「たばこ耕作組合関係の事務の処理について」は、廃止する。

記

1. 申請書等の経由事務所及び提出先

次の表の左欄に掲げる種類のたばこ耕作組合（たばこ耕作組合を設立しようとする者を含む。以下同じ。）が、報告書、申請書、届出書又は請求書（以下「申請書等」という。）及びこれらの添付書類を提出する場合は、同欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）の事務所がこれを受理し、当該会社の事務所に、それぞれ同表の右欄に掲げる者に提出させるものとする。ただし、当該たばこ耕作組合が電子情報処理組織を使用して申請書等を提出する場合は、同表の右欄に掲げる者に提出するものとし、これらの添付書類については、同表の中欄に掲げる会社の事務所がこれを受け付け、当該会社の事務所に、それぞれ同表の右欄に掲げる者に提出させるものとする。

| たばこ耕作組合中央会 | 会社の主たる事務所 | 財務大臣 |
|------------|---------------------------------------|---|
| たばこ耕作組合連合会 | 会社の従たる事務所のうち、葉たばこの買入れ業務を行う事務所を統括する事務所 | 組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長。以下「管轄財務局長」という。） |
| 地区たばこ耕作組合 | 葉たばこの買入れ業務を行う会社の事務所 | 組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所長（当該所在地を管轄する財務事務所長がない場合は、管轄財務局長） |

2. 申請書等の取扱い

(1) 次の各号に掲げる規則の規定によりたばこ耕作組合が提出する申請書等（電子情報処理組織を使用して提出されるものを除く。）及びこれらの添付書類の部数は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|-----------------------|----|
| ① 第2条（監事の報告） | 2部 |
| ② 第3条（定款の変更の認可の申請） | 3部 |
| ③ 第4条（設立の認可の申請） | 3部 |
| ④ 第5条（設立に関する報告） | 2部 |
| ⑤ 第6条（設立の認可に関する証明の請求） | 2部 |
| ⑥ 第7条（解散の認可の申請） | 3部 |
| ⑦ 第8条（合併の認可の申請） | 3部 |
| ⑧ 第9条（清算の終了の届出） | 2部 |
| ⑨ 第10条（届出） | 2部 |
| ⑩ 第11条（報告） | 2部 |
| ⑪ 第12条（検査の請求） | 1部 |

(2) 申請書等（電子情報処理組織を使用して提出されるものを除く。）及び添付書類は、一括して袋綴にさせる。

3. 申請書等の受理及び提出

会社が、法、令及び規則の規定ならびに上記1.により各種の書類を受理し又は受け付けた場合は、当該書類に会社の受付年月日を記載して、その受理又は受付の事績を明らかにさせるとともに、記載事項又は添付書類を確認して上記1.により提出させる。この場合において、会社に、受理した書類のうち1部を保管させる。

4. 財務事務所長の権限

令第3条の規定により管轄財務局長に委任した権限のうち地区たばこ耕作組合に係る次に掲げる事項を処理する権限は、当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所がある場合にあっては、当該財務事務所長（以下「管轄財務事務所長」という。）に行わせる。ただし、重要異例と認められる申請について認可を行おうとするときは、あらかじめ管轄財務局長に協議させるものとする。なお、これらの事項に関する申請書、届出書等は、管轄財務局長あて提出させるものとする。

- (1) 法第29条の3第3号に規定する監事の報告の受理
- (2) 法第33条第2項に規定する定款変更の認可
- (3) 法第53条の3に規定する清算の終了の届出の受理
- (4) 法第55条に規定する届出の受理
- (5) 法第56条に規定する報告の受理

5. 財務局への書類の進達等

- (1) 財務事務所長は、上記1.により書類の提出を受けた場合は、上記4.により内部委任を受けた権限に係る書類を除き、提出を受けた書類を管轄財務局長に進達する。
- (2) 財務事務所長は、次に掲げる報告書又は届出書及びこれらの添付書類の提出を受けた場合は、その写しを管轄財務局長に送付する。
 - ① 法第29条の3第3号の規定に基づく監事の報告書
 - ② 法第53条の3の規定に基づく清算の終了の届出書及び添付書類
 - ③ 法第55条第1号の規定に基づく設立又は合併の届出書及び添付書類

6. 認可の通知

管轄財務局長又は管轄財務事務所長は、定款の変更又は組合の設立、解散若しくは合併の認可を決定したときは、当該認可に係る申請書を經由した会社の事務所を經由して、認可書を申請者に交付する。この場合において、地区組合に係る設立、解散又は合併の認可に関する申請書が財務事務所長を經由して管轄財務局長に提出されたときは、認可書は当該財務事務所長を通じて会社の事務所へ送付する。

7. 認可書

- (1) 認可書の様式は、定款の変更については別紙様式1（管轄財務事務所長が発行する場合には、別紙様式2）、組合の設立については別紙様式3、組合の解散については別紙様式4、組合の吸収合併については別紙様式5、組合の新設合併については別紙様式6とする。
- (2) 定款の変更又は組合の設立、解散若しくは合併の認可の場合においては、管轄財務局長又は管轄財務事務所長は、2部提出された申請書及び添付書類のうち1部は、認可書に添付して申請者に還付する。この場合においては、認可書に申請書及び添付書類を綴じ合わせ、その綴目に管轄財務局長又は管轄財務事務所長の印を押す。